

3障第 993 号
令和 4 年 1 月 5 日

指定児童発達支援事業所の長
指定放課後等デイサービス事業所の長

様

長野市保健福祉部障害福祉課長

児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドライン
に基づいた自己評価結果等の公表にかかる届出について（通知）

このことについて、児童発達支援、放課後等デイサービスを実施する事業所は、児童発達支援ガイドライン又は放課後等デイサービスガイドラインに沿った評価項目に関して、自己評価及び質の改善（以下、「自己評価結果等」といいます）を実施し、おおむね 1 年に 1 回以上結果を公表することが義務付けられており、自己評価結果等の公表及び届出を実施していない事業所には、自己評価結果等未公表減算が適用されます。

については、自己評価結果等の公表にかかり下記のとおり届け出てください。

なお、自己評価の実施の際は、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」を精読し、「事業所職員向け自己評価表」「保護者向け評価表」等を活用してください（いずれも長野市HPに掲載しています）。自己評価結果及び改善内容は、インターネットの利用その他の方法により公表し、その公表方法及び公表内容を市に届け出てください。

記

1 届出について

(1) 対象の事業所

- ・指定児童発達支援事業所
- ・指定放課後等デイサービス事業所

(2) 届出書類

- ・「自己評価結果等の公表にかかる届出書」
※児童発達支援と放課後等デイサービスの両方を提供する多機能型事業所は、**児童発達支援用 1 部、放課後等デイサービス用 1 部の合計 2 部作成してください**

(3) 届出方法

- ・長野市役所障害福祉課窓口へご持参または郵送
※感染症対策のため**郵送での届出にご協力ください**

郵送先

〒380-8512 長野市鶴賀緑町 1613 長野市障害福祉課指定給付担当 あて

(4) 届出期限

令和4年4月8日(金)

※令和3年5月1日以降に新規指定を受けた事業所（令和3年5月1日に指定を受けた事業所を含む）は、上記届出期限に関わらず、新規指定の日から1年以内に自己評価結果等の公表及び届出を実施してください。

2 留意事項

- (1) **令和3年度に実施をした自己評価結果等の公表について届出をしてください。**今年度分をこれから実施する場合は、公表まで完了したうえで、上記届出期限までに届け出てください。

なお、自己評価及び質の改善の実施と、それにかかる公表が年度をまたぐ場合には、公表日が属する年度を基準としてください。

(例) 令和3年2月～3月に自己評価及び質の改善を実施し、令和3年4月に公表した事業所（次回は令和4年2月～3月に自己評価及び質の改善を実施し、令和4年4月に公表する予定）

⇒令和3年度分としては、令和3年4月に公表した内容について届け出てください。

- (2) 事業を休止している事業所は、事業再開後1年以内に自己評価結果等の公表及び長野市への届出を実施してください。
- (3) 今年度すでに「自己評価結果等の公表にかかる届出書」を提出している事業所は、再度の提出は不要です。
- (4) 関係する通知及び「自己評価結果等の公表にかかる届出書」等については長野市HPにも掲載しています。

<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/shougai/59136.html>

長野市保健福祉部障害福祉課

指定給付担当 岩田・伊藤

電話 026-224-8382 FAX 026-224-5093

E-mail: shougai@city.nagano.lg.jp

○長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例
(令和元年6月14日長野市条例第2号)

第27条

指定児童発達支援は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて適切に行われるとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児及びその通所給付決定保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行うとともに、常にその提供する指定児童発達支援の質の改善を図らなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定によりその提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
 - (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
 - (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
 - (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
 - (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
 - (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

※共生型児童発達支援は第59条において、放課後等デイサービスは第82条において、共生型放課後等デイサービスは第83条においてそれぞれ第27条を準用します。

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

第二の 1 (8)

質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

② 算定される単位数

所定単位数の 100 分の 85 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算（児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）を除く。）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の 100 分の 85 となるものではないことに留意すること。

- ③ 質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）未公表減算については、指定通所基準等の規定に基づき、自己評価結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。

- ④ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。

- ⑤ 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。

- ⑥ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。